

東京大学 理事・副学長・産学連携本部長
石川 正俊

1. 産学連携に対する基本姿勢

明治時代における大学は、和洋の知識の集約拠点であると同時に、産業界に対してその研究成果を積極的に展開し、大きな社会貢献を行っていた。つまり、大学は、産業界との連携を通じ我が国の社会の発展に大きく寄与してきたといえる。しかしながら、情報の流通が世界的な規模で変革している現在、情報の伝達遅延あるいは情報の容量制限に依拠した知識の集約拠点としての大学は、その終焉の時期を迎えていると考えられる。つまり、ひとたび公知となった有用な知識は、コンピュータという無限に近い記憶容量とインテリジェントな検索機能により、全世界の共通の知識となり、応用へと目が向けられることになる。このような時代になっても、真理を探究し学問の進化を求めてきた大学の役割は今後も変わることはないが、知識偏重主義からは脱却する必要がある。

すなわち、知識の集約拠点としての大学は、創造の拠点としての大学へと変革を遂げねばならない。創造するものは、科学的な真理であり、社会の価値である。より明確な形で社会に受け入れられる価値の創造が大学の役割として大きな意味を持つに至っている。特に、フロントランナーとして、新規産業創出への社会が寄せる期待の高まりは、科学技術の価値構造の多様化を背景に、大学における研究開発の基本理念さえも変えようとしている。

社会の価値は、受け手である社会との連携の中で生み出されるものであり、社会との関わりが大学に於ける知的生産構造の重要な基盤を構成することになる。このことは、社会の価値構造を大学が無批判に受け入れるということではなく、むしろ大学がこのような価値に対して

積極的に関与していく姿勢が求められている。加えて、創造された価値は、知的財産として保全が必要であり、研究者が知的資源を無防備に公知とすることは、場合によってはその資産価値を捨て去る行為であり、支援者（例えば、納税者）に対する責任を果たしていないことを意味する。このような事態を避け、社会への還元を積極的かつ円滑に進めるためには新しい手法が必要であり、大学として社会に対する責任ある対応が求められている。

一方で、技術の多様化、細分化、短命化、複合化等を背景として、また、システム化の流れの中で、技術は融合が必要な時代となって、単一の企業の自前の研究開発だけではなく、独創性の高い技術を導入する、あるいは研究開発を外部に委託する時代になってきた。そうした中であって、基礎研究に重点をおく研究機関としての大学は、企業の長期的技術開発戦略のパートナーとして、重要な意味を持つに至っている。

このような状況の中で、東京大学は、産学連携に対して積極的に整備を行っている。以下では、その概要を紹介する。

2. 産学連携本部

東京大学の全学組織である産学連携本部は、約3年の準備期間を経て平成16年4月の法人化と同時に設立、本年度末で2年の運用実績を持つに至っている。産学連携本部は総長の下に設けられ、共同研究等の改革・推進を行う産学連携研究推進部、知的財産の管理・運用を担う知的財産部、成果の積極的な事業化を目指す事業化推進部の3部で構成されている。また、外部組織である（株）東京大学TLO並びに（株）東京大学エッジキャピタル

との強い連携体制を整え、外部との連携組織である産学連携協議会の運営機関としても機能している。これらの機能は、関連2社も含めて平成16年3月に竣工した産学連携プラザに集約されている。これらの構成を図1に示す。また、関連組織である(株)東京大学TLO及び(株)東京大学エッジキャピタルに関しては表1に現状をまとめた。

産学連携本部では、大きく分けて7つの事業を実施している。コンサルテーション事業(産学連携相談窓口の設置)、プラザ事業(産学交流の場の設置)、モデル化事業(産学連携・起業・実用化モデルの開発)、サポート事業(制度的・法的実務環境の整備)、マネジメント事業(知的財産権の管理・運営)、ガード事業(研究成果・秘密情報の保護)、ネクスト事業(産学連携推進教育研究プログラム)の7つである。事業の実施にあたっては、透明性・柔軟性・迅速性の確保、産業界とのイコールパートナーシップ、フロントランナーとしての新規分野創生を基本としている。

2.1. 産学連携研究推進部

産学連携研究推進部は、共同研究や受託研究の改革・推進を業務としている。東京大学が有する技術情報の開

示や共同研究につながる連携のチャンネル作りに加え、産業界からの個別の共同研究に関する要望にも対応している。共同研究の現状は、平成14年度 417件19.2億円、平成15年度 543件25.0億円、平成16年度 742件33.9億円と件数、金額ともに急速に増加している。民間企業との共同研究に限れば、年率(金額)で40%を超える伸びとなっている。

この共同研究のさらなる推進を目指し、新しい共同研究のスキームであるProprius21(詳細は後述)を開発し、運用を開始している。また、企業との連携組織として、産学連携協議会(詳細は後述)を運営している。

2.2 知的財産部

知的財産部は、東京大学の知的財産を一元管理する組織である。後述するように、各種知的財産に関連する学内規則の制定を受けて、知的財産の一元管理、組織的なマーケティング・ライセンスの実施、迅速かつフレキシブルな業務の実施、国際対応、訴訟対応等を戦略的に実施している。この際、(株)東京大学TLOとの密な連携は、知的財産の効率的な活用にとって、最も重要なポイントであり、管理主体としての産学連携本部知的財産部と運用主体としての(株)東京大学TLOは産業

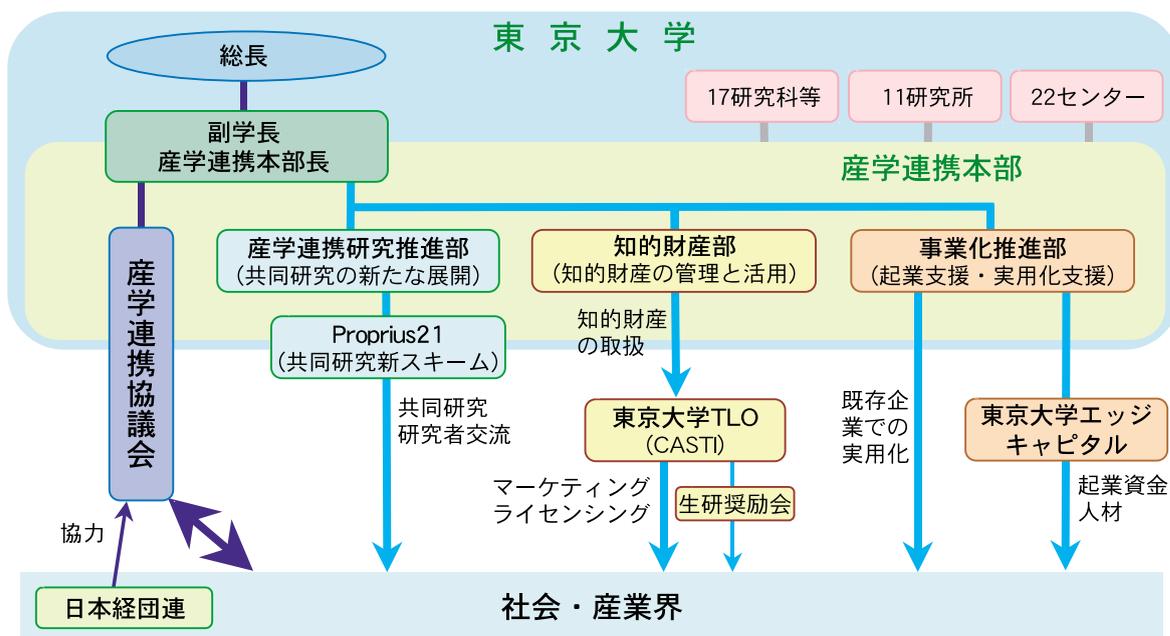


図1 東京大学の産学連携関連組織

表1 産学連携関連組織の活動

	(株) 東京大学TLO	(株) 東京大学エッジキャピタル
所在地 URL	東京大学産学連携プラザ3階 http://www.casti.co.jp	東京大学産学連携プラザ4階 http://www.ut-ec.co.jp/
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・文系を含む全学の発明の出願及び評価、マーケティング、ライセンスの実施 ・著作権、コンサルティング・技術指導、共同研究、成果有体物等の取扱 	<ul style="list-style-type: none"> ・東大の教員、学生、OB等の研究成果を事業化するベンチャー企業の支援 ・東大が持つ知財・技術・人材等を活かすことによって成長が期待される中堅・ベンチャー企業の支援
理念	<ul style="list-style-type: none"> ・東京大学の産学連携本部との一体運営 = シンプルな業務フローの設計による効率的な運営、一体としてのワンストップサービスの実現 ・マーケティングの強化による事業化の可能性の最も高い企業の選択 ・企業の希望も考慮した、様々なライセンス形態への柔軟な対応 ・産学間の「知的財産」の適材適所の推進による知識社会の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京大学の全面的なバックアップのもとに、東大の持つ優れた研究成果・人材を目に見える形 = ベンチャーでの事業化で積極的に社会に還元 ・一つの成功を大学に還元し、次のベンチャーに繋げるスパイラル構造の実現 ・東京大学と一体となって創り出す先進的なベンチャーキャピタルの実現 ・学内外の英知を集めることで「死の谷」を克服
最近の業績	累計で28億円を超えるライセンス収入	UTE1号投資事業有限責任組合にて83億円を超える出資金を運用

界から見て一体的に運営され、無駄のない効率的な運営を行っている。また、(財)生産技術研究奨励会とも引き続き密な連携を行っている。

また、共同研究契約や共同出願契約に関連する法務、著作権、成果有体物等様々な知的財産の取扱いに関する法務も担当している。例えば、共同研究契約では、共同研究契約書雛形通りであれば部局決裁を行い、雛形から変更がある場合には、決裁前の事前協議を知的財産部と行う運用になっており、一元的な管理を原則としつつ、効率的かつ柔軟な対応を取っている。

2.3. 事業化推進部

事業化推進部は、研究成果の既存企業での実用化やベンチャーでの事業化に対して積極的な支援を行っている。既存企業での実用化に対しては、ライセンスの一環として知的財産の活用や事業化の推進を行うと同時に、様々な形での人的交流の実現等の支援を行っている。ベンチャーの支援に対しては、既存マーケットの存在を前提とするビジネスプランとは違い、独創的な成果に基づくマーケット自体の開拓も視野に入れ、フロントラン

ナーとしての新規産業分野の開拓も目指している。これに関連して、後述するように、起業支援を資金的・人的な側面から支援することを目的として、東京大学独自のベンチャーファンドの運営会社として、(株)東京大学エッジキャピタルを平成16年4月に設立し、ベンチャーファンドを組成して、ベンチャーでの事業化を積極的に支援している。

3. 東京大学産学連携本部の主要な活動

3.1. 知的財産基盤整備

東京大学の研究成果として創出される知的財産は特許に限らず様々であり、幅広く柔軟な対応が求められている。また一方で、特許法を含む知財関連法律並びにその運用が大学を想定したものではないため、教育基本法や学校教育法等との整合性の維持に対しては現実的な対応が必要となる。

近年の対応の変化の最も大きなポイントは、従来の個人帰属を基本としてきた運用を研究成果の更なる活用のため、機関帰属を原則とした運用に変えると同時に、組

織的な管理運用規則を整備した点にある。旧文部省の通達により、職務発明であってもある条件を満たさないものに対しては個人帰属とすることを許していた旧来の運用を、原則機関帰属に変えた。これにより、大学およびTLOが組織的ライセンス活動を行い、産業界での活用を促進するとともに、発明者の名誉と権利を保護すること並びに発明者への適切な対価の支払が可能となり、知的財産の活用による組織としての社会への貢献を強化することが可能となる。さらに、機関対応することにより、特許出願・審査・維持等の費用の優遇措置を利用することが可能となり、加えて個人対応に比べて好条件での契約を可能とし、権利化やライセンス活動から研究者を解放し、その結果として利益相反問題を和らげる効果がある。

東京大学が近年整備した規則等は以下の通りである。

東京大学の産学連携に関する基本的な考え方と基本整備計画（産学連携ポリシー）

東京大学の産学連携を推進するにあたっては、東京大学における産学連携推進の在り方について、旧来の考え方を整理し、活動の基本理念と中期的整備計画を全学合意としてとりまとめ、以後の整備のバイブルとして、運用している。具体的には、全学委員会の報告書の承認という形であるが、平成13年度から平成14年度にかけて、十分な学内協議に基づき制定したものであり、東京大学産学連携ポリシーに相当するものとして、その後の整備の原動力となっている。

この全学合意の中で、産学連携を教育・研究の成果を目に見える形で社会に還元する第三の柱として幅広く展開することが基本理念として謳われ、同時に東京大学としての推進体制について機能設計を行い、具体的な組織構成や施策についてその整備が計画された。結果として、産学連携の理念は学内に根付き、その設計に基づいて、その後着々と体制整備が図られ、現在、整備計画はほぼ全面的に達成されている。

東京大学知的財産ポリシー

特許権等の機関管理・活用の基本方針、職務関連発明の定義とその届出、機関帰属の判断、共同研究成果の帰属・管理・活用、機関帰属する発明の活用の推進（社会還元の迅速化を目指した起業の積極的推進を含む）、発明者へのインセンティブ、機関帰属する発明の学術利用、

実施体制等に関する基本ポリシーを記述したものである。このポリシーの中で、機関管理・活用の対象とすべき知的財産として、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権、回路配置利用権、種苗法における育成者権、ノウハウが挙げられており、加えて、研究開発成果としての有体物（マテリアル）も対象として挙げられている。

東京大学発明等取扱規則

特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、種苗法における育成者権について、その管理と活用に関連した規則を規定したものであり、職務関連発明等を機関帰属を原則として運用することが規定されている。特許法上の従業員として、フルタイムの教職員と任期付き教職員を規定しているが、学生をはじめとして、大学に所属する従業員でない構成員については、特許法等の関連法上の規定がないため、本人の合意を前提として、生み出された知的財産の活用に向けて、積極的な運用がはかれるよう配慮している。従業員に規定された教職員のすべての発明等は届け出を必要とするとともに、職務関連発明の判断を部局で10営業日以内、機関帰属の判断を産学連携本部知的財産部で10営業日以内で行うことが規定されており、迅速な運用を促している。

東京大学著作物等取扱規則

データベースやプログラムを含めて、職務著作並びに職務関連著作を定義し、その管理活用に関連した規則を規定したものである。外注したものも含め有償供与するデータベースやプログラムを職務関連著作とするとともに、大学へ権利を委譲した著作権とともに、その管理・運用の扱いが規定されている。職務著作かどうか判断に迷うものについて、職務著作とする場合には、要件の事前設定を促している。

東京大学商標取扱規則

東京大学並びに部局・専攻等を示す商標や研究成果を示す商標に関する扱いを規定したものである。ブランドとしての大学の関与を表現することはもちろんであるが、発明等や著作権等でのライセンスが難しい場合に技術の総称としての商標の利用も想定している。ただし、後者については運用実績はほとんどない。

東京大学成果有体物取扱規則

研究成果としての有体物の取扱いを規定したもので、発明等と違って、基本的に法人財産である有体物について、成果の活用のために、外部に対して有償あるいは無償で提供する場合及び提供を受ける場合について規定したものである。アカデミアにおける従来から慣習としての無償提供をアカデミアの重要な仕組みとして追認し、有償を前提とする産業応用と区別している。産業応用に対しては、有償に対応するMTA（Material Transfer Agreement：成果有体物提供契約書）の雛形等も規則とは別に制定している。近年の傾向としては、特許等と一体的にテクノロジーパッケージとしてライセンスされる場合が増えつつあり、それらへの対応も可能としている。

東京大学ノウハウ取扱規則

ライセンスを目的として保全が必要なノウハウ、特に特許等に付帯するノウハウの扱いに対して特許等と同様のライセンスを可能とするよう規則を制定したものである。直接的な根拠法はないが、現実的に技術移転時の保全が要望されることもあり、特にテクノロジーパッケージとしてライセンスすることを念頭に置いて制定した。ただし、個別に規定されたノウハウとして単独のライセンスも可能としている。

東京大学におけるライセンスに伴う株式等取得取扱規則

国立大学法人法並びにその施行令により、国立大学法人は承認TLO以外の株式会社に出資することはできない。しかしながら、ベンチャー等の経営を考えると、株式等（新株予約権を含む）でのライセンスの対価の支払いは、両者にとってメリットが多い。文部科学省の通達により、ライセンスの対価として株式等の取得が可能となったため、対応する学内規則を整備した。ただし、特許法35条の相当の対価の問題、企業経営への関与の回避、利益相反のマネジメント、インサイダー取引の防止等の課題が存在し、対応する規定を整備することにより、受け入れを可能とした。

民間機関等との契約に係わる情報管理・秘密保持規則
不正競争防止法に対応した情報管理を行うことを規定したものである。特に、共同研究等で受け取る情報や発

信する情報の扱いについて規定したものである。一般に、大学の情報管理が甘いとの指摘があるが、大学の管理が甘いというよりは、大学における研究情報は公開されるという意識が、大学のみならず企業においても存在することが問題である。従って、大学が管理する情報は、企業側も管理する必要があり、そのための意識変革が必要である。

東京大学の技術等の出所由来表示や推薦に関するガイドライン

製品等で用いられる表示で東京大学で開発された技術であることを表示する場合や製品の推薦を行う場合のガイドラインを規定したものである。この場合の基本は、事実を正確に表示すること並びに事実以外の表示を行わないことが謳われている。ライセンスされた特許や承認された共同研究の存在を正確に表現することが求められている。また、このガイドラインとは別に、「東京大学発ベンチャー」という表示は、個別の企業に対して東京大学が自ら表現することはないことを宣言している。

共同研究契約雛形およびガイドライン

前述したように民間企業との共同研究は増加の一途をたどっている。共同研究の際には契約を結び訳であるが、全体として迅速な対応を実現するため、契約雛形を制定し、雛形がカバーする範囲（雛形自身にフレキシブルな構造が埋め込まれている）でよければ、迅速な決済を可能としており、雛形以外の契約を希望する場合は、協議により柔軟に対応している。雛形以外の契約の場合にも、東京大学の考え方を示すためガイドラインを制定している。企業の対応は様々で、雛形で契約を望む企業も多い一方で、柔軟性を持たない企業も見受けられる。今後の運用実績の積み重ねが必要であろう。

3.2. 共同研究の新しいスキーム Proprius 21の開発と運用開始

従来の共同研究の改革を実行するにあたり、大学や企業の研究者からの共同研究の問題点に関してヒアリングを重ね、従来の共同研究の問題点として、予算執行上の柔軟性の欠如や契約書の内容変更に対する法務対応等大

学内の組織的要因と、研究テーマの設定や成果の事前コミットが不明確で企業の事業化へ繋がらないといった研究テーマ自体の要因が抽出された。

前者の組織的要因に関しては、契約難形に基づく窓口の一本化と例外処理の柔軟な対応、契約のリーガルチェック機能の充実、共同研究の運用の弾力化（複数年度契約、費目・期間の変更、共同研究費用による人材の雇用等）等、大幅な緩和策を施し、ほとんどの要因を解決できる体制を整えた。まだ、周知徹底が不十分な点を除けば、問題は解決されていると考えている。

後者の要因は、従来は研究者の対応にゆだねられてきたことであり、組織的な対応が難しいとされていた。そこで、産学連携本部では、従来のスキームとは別に、新たな共同研究のスキームとしてProprius21を設計し運用を開始した。

従来、事前に何の計画もなく、成果のコミットがないままに共同研究が開始されていたのに対して、Proprius21の基本は、従来不明確であった研究成果の事前契約を改善するため、実際の共同研究を開始する前に十分なプランニングを行い、研究の目標や位置づけ、研究の方法、想定される研究成果、予算やマンパワー配分等を企業と設計した上で、実際の研究に進むことにより、目に見える形の成果をもたらす共同研究を推進していくことを目指している。このスキームにより、十分な予算により、十分な成果を創出することが可能となり、成果の社会への還元を容易にするものと考えている。テーマの設定は様々で、大学が所有する優れたシーズを企業に投げかける場合もあれば、企業が必要とする新規技術の創生を大学に投げかける場合もあり、さらには、縦型連携（メーカー・ユーザーと大学の異業種連携）や横型連携（同業種連携）、コンソーシアムやNPO型の共同研究、成果の事業化のためのベンチャー起業等、研究のスタイル、研究のフェーズなどを考慮し、様々な形態の連携形態の実現も視野に入れたものである。

3.3. 利益相反

研究成果の技術移転の際には、利益相反をマネジメントする必要がある。技術移転を行えば、研究者個人の利益あるいは関係する企業の利益と大学の利益あるいは社会や人類の利益とは、技術移転の創出側と受け

入れ側の論理が相反している限り、必ずといってよいほど相反し、技術移転を阻害することなくなおかつ社会に対して説明責任を果たせるよう適切かつ積極的にマネジメントすることが肝要である。従来、この問題は、研究交流促進法や大学の研究成果の技術移転促進法等に基づき研究者個人の判断・責任で処理されていて、禁則型対応、しかも事後の対応となっていたため、社会からの非難を受けることへの不安、しかも広いグレーゾーンへの不安があり、成果の事業化の阻害要因の一つとなっていた。そこで、東京大学では、利益相反ポリシーと利益相反行為防止規則を制定し、大学として利益相反を適切にマネジメントする体制を整えた。基本的には、新たに設置された利益相反委員会により機関が判断する体制を取ることによって、個人判断を回避し、しかも禁則型の処理からセーフハーバールールに基づく積極的な運用・相談体制を整備することにより、技術移転の阻害要因を排除することを可能としている。このような学内処理ばかりでなく、情報公開を基本として、社会全体に本学の利益相反ポリシーの理解と協力を求めている。

3.4. 東京大学TLOとの密な連携

東京大学の知的財産の運用が、その基本を個人帰属対応から機関帰属対応へと変え、その管理体制を整えたことにより、(株)東京大学TLOの役割も変わった。従来、個人との関係であったものが、大学との関係に変わり、産学連携本部、特に知的財産部との一体的運営を実現している。(株)東京大学TLOとの密な連携は、知的財産の効率的な活用にとって、最も重要なポイントであり、管理主体としての産学連携本部知的財産部と運用主体としての(株)東京大学TLOは産業界から見えて一体的に運営され、無駄のない効率的な運営を行っている。東京大学産学連携本部と東京大学TLOは、詳細にわたる一体的なワークフローを設計・実行しており、二重の作業が起こらないように随時運用上の修正を行っている。

主として学内管理を担当しているのが産学連携本部であり、発明申請書の管理、権利の帰属の決定、出願承認、実施権の設定の決定・管理等を担当している。逆にマーケティングやライセンスを担当しているのが東京大学TLOで、柔軟で機動力に富んだ運用を

軸に様々なルートを用いて新たな技術移転の探索を行っている。技術移転に当たっては、新規案件が発生することが日常茶飯事であり、そのような場合には、同じ建物の同じフロアに位置する産学連携本部と東京大学TLOが即座にミーティングを行い、対応を協議している。

3.5. 東京大学エッジキャピタルの設立と第一号ファンドの組成

ベンチャーを起業することにより大学の優れた成果を社会に還元することは、特にマーケットが成熟していない場合には、有効な手段となっている。このため、東京大学では、平成16年4月に(株)東京大学エッジキャピタルを設立し、同時に第一号ファンドを組成し、83億円を超える出資金の運用を開始した。既に10社を超えるベンチャーに出資している。このベンチャーファンドの最大の特徴は、東京大学の関連会社である東京大学エッジキャピタルとの連携の中で、起業ノウハウや起業情報が蓄積することにより、一つのベンチャーの成功を他のベンチャーの成功につながるようなスパイラル構造の実現を目指している点にある。

実際に、東京大学の研究成果は多岐にわたり、その起業化に対して量をこなすこととともに、様々な起業モデルの構築を通じて、通常のベンチャー起業のモデルとは違ったモデルの構築が求められている。この仕組みにより、2,3年先には、欧米とは違った起業モデルに基づく産学連携スキームの成功を目指している。

3.6. 産学連携プラザへの機能集約とインキュベーションルームの運用

上述した機能のほとんどすべては、(株)東京大学TLOと(株)東京大学エッジキャピタルの2社も含め、本郷キャンパス内に新築された産学連携プラザに集約されている。この集約の効果は、極めて大きく、産学連携関連事業の効率的な運用に寄与している。また、同時に産学連携プラザでは、アーリーステージのベンチャーのインキュベーションのため、インキュベーションルームの運用を開始した。基本的には、キャンパスごとにインキュベーション施設を設置し、キャンパス内あるいは二アキャンパスでのベンチャー起業を進

めている。柏キャンパスには、平成16年8月に二アキャンパスエリアに地域振興整備公団による東大柏ベンチャープラザが竣工し、運用を開始した。将来は、キャンパス周辺に関連企業を集約し、大学を核とした知的クラスターの創生を視野に入れている。

3.7. 産学連携協議会

産学交流の場として、日本経団連の協力の下に産学連携協議会を平成17年1月に設立した。現在450社を超える企業が加入している。この産学連携協議会のねらいは、産学双方向性を有するプラットフォームの構築である。具体的には、産業界から東京大学に対する要望・提案・意見の集約、成果を求める実効的な交流の場の設置、東京大学から産業界に対する直接的な情報発信、大学と産業界のイコールパートナーシップの醸成、総合大学としての東京大学との幅広い連携基盤の整備等を目的としている。

産学連携協議会においては、分科会を活動の主たる単位として多様な産学連携を行い、幅広いアライアンスの確立も含め具体的・実効的な施策の積極的な実現を図り、産業界と大学とが社会に役立つ新しい価値の創造を多様な形態で実践することを目指している。

3.8. 研究・研究者検索システムRR

東京大学は、助手以上で4,000人以上を擁する規模があるため、情報技術を利用した研究成果の検索が有効である。そこで、学内の研究シーズの抽出のために、曖昧検索も可能とし、研究テーマばかりでなく、関連研究者の抽出も可能とする研究・研究者検索システムRRを開発し、ホームページ上で公開している。このシステムは、東京大学のホームページに蓄積された知識(文章)の構文解析を行って知識構造を獲得し、その知識をもって東京大学の研究並びに研究者を検索・抽出するシステムとなっている。

3.9. その他の活動

上述した活動のほかにも、学内に向けて、産学連携セミナーを実施するとともに、各種相談窓口(契約問題を中心とした法律相談、事業化の支援として起業相

談、特許等の取得・活用に関する知的財産権相談等)を開くと同時に、産業界に向けた相談窓口として、共同研究や受託研究実施の一般的な相談、特定の研究に関する関連技術・研究者の抽出、その他外部からの問い合わせに対するワンストップサービス等を実施している。また、産業界に向けた産学連携シンポジウムやホームページ等を通して、積極的な情報発信を行っている。

また、学生に向けて、アントレプレナーシップの醸成をはかるため、経験者をボランティアのメンターとしてアントレプレナー道場を主催したり、セミナー等への学生の参加を呼びかけている。

4. 構造安定なシステムとしての産学連携に向けて

上述したように様々な施策によって、東京大学の産学連携は新たなステージにフェーズを移そうとしている。長期的な産学連携の必要性を考えると、必然的に違う大学と産業界の研究開発の役割の違いは、相互の理解と相互の利益最大化のもとで、適切なモデルをもつ必要がある。大学に企業並みを求めることや企業に大学並みを求めることは、日本の国力の最大化に対しては斥力としてしか機能せず、無意味な努力であることに双方が気がつかなくてはならない。つまり、相補的な関係の維持と相応の対価性を持ったイコールパートナーシップが必要で、これなくしては、構造安定な産学連携は生まれない。さらには、利益供与や利益相反の問題、研究開発における時間感覚の共有や秘密保持に対する意識共有等の問題は、大学や企業を問わず改善が必要であろう。

産学連携は整備の時代を終え、今後は、実質的な成果が求められるフェーズに移る。東京大学が目指す産学連携は、科学技術の健全な発展の中で、イコールパートナーシップに基づく、大学と社会とのスパイラル構造の実現にある。構造安定なスパイラルが実現に向けて、大学と社会の関係はますます重要になる。

Profile

石川 正俊 (いしかわ まさとし)

1977年	東京大学工学部計数工学科卒業
1979年	同大学大学院計数工学専門課程修士修了
同年	通商産業省工業技術院製品科学研究所入所
1989年	東京大学工学部計数工学科助教授
現在	東京大学情報理工学系研究科システム情報学専攻教授
2002年	東京大学総長特任補佐・産学連携推進室長
2004年	東京大学副学長・産学連携本部長
2005年	東京大学理事・副学長・産学連携本部長

